

報告第8号

教育総務課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告について

西海市大瀬戸コミュニティセンター前駐車場で発生した車両物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月16日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第8号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和5年6月8日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

教育総務課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西海市大瀬戸コミュニティセンター前駐車場で発生した車両物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

1 相手方住所

氏名

2 損害賠償額 金202,042円

3 事故の発生概要 発生日時 令和5年4月26日 午後1時10分頃

発生場所 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地

西海市大瀬戸コミュニティセンター前駐車場

4 事故の状況 西海市大瀬戸コミュニティセンター前駐車場で、社会教育課の職員が教育総務課の公用車を駐車する際に、向かいの区画に駐車中の相手方車両の左側前部に接触し、同部分を破損させたものです。

施設損壊事故等発生概要書

相手方 (運転者)	氏名			
	住所			
事故日時	令和5年4月26日 午後1時10分頃			
施設名等	西海市大瀬戸コミュニティセンター	事故原因	当方の目測誤り	
事故場所	西海市大瀬戸コミュニティセンター前駐車場 (西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222 番地)			
警察届出	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> (西海警察署)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人	
事故概要	西海市大瀬戸コミュニティセンターの駐車場に公用車の駐車を行う際、向かいの区画に駐車している相手車両を右にかわしてバックで駐車しようとしたが、ハンドルを切るタイミングを誤り、公用車の左前方と相手車両の左前方が接触した。			
事故状況略図	<p>The diagram shows a parking lot layout. At the top is a box labeled '西海市大瀬戸コミュニティセンター'. Below it is a 2x5 grid of parking spaces. To the right of this grid is a vertical line labeled '市役所本庁舎'. At the bottom is another 2x5 grid of parking spaces. A white triangle (representing the utility vehicle) is positioned between the bottom-left and bottom-middle spaces of the bottom grid, with an arrow pointing towards the top-middle space of the middle grid. A black triangle (representing the other vehicle) is positioned in the bottom-middle space of the bottom grid. A legend on the right indicates that a white triangle represents the utility vehicle (△公用車) and a black triangle represents the other vehicle (▲相手車).</p>			
損害見積額	202,042 円	損害賠償の方法	① 損害賠償保険 (加入保険会社名：一般財団法人全国自治協会) 2. その他 ( )	